

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて（12）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和2年4月30日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例

羽生市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（延滞金）</p> <p>第5条 被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に<u>その納期限の翌日から納付の日までの期間</u>に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から<u>3か月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 前2項の延滞金額の計算は、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上で、かつ、その額に1,000円未満の端数があるときはその<u>端数</u>を切り捨てた<u>金額</u>を納付金額として計算</p>	<p style="text-align: center;">（延滞金）</p> <p>第5条 被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、<u>その納期限の翌日から納付の日までの期間</u>に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 前2項の延滞金額の計算は、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上で、かつ、その額に1,000円未満の端数があるときはその<u>端数金額</u>を切り捨てた<u>もの</u>を納付金額として</p>

するものとする。

- 4 前3項の規定により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上で、かつ、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を当該延滞金額の確定金額とする。

(保険料徴収に係る事務)

第6条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次に掲げる事務は、市が行うものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 埼玉県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

(9) (略)

計算するものとする。

- 4 前3項の規定により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上で、かつ、その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。

(保険料徴収に係る事務)

第6条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次に掲げる事務は、市が行うものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。